

令和5年4月1日又は母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条の規定による対象児童に係る母子健康手帳の交付を受けた日のいずれか遅い日（以下「基準日」という。）の属する年度に申請する場合	基準日から基準日の属する年度の3月31日まで
基準日の属する年度の翌年度に申請する場合	基準日の属する年度の翌年度4月1日から翌年3月31日まで